

表

印圖

本邦重要品ニ対スル佛領印度支那關稅率輕減要求調査表

税番	品名	日本要求稅率		備考
		第一案	第二案	
四〇四	(一)綿織物 綿織物	最低稅率	最低稅率 ニ割増	外幣省案中綾織ハ綾織ト 訂正スルヲ要ス
四〇五	同晒シタルモノ	全	全	
四〇六	同染タルモノ	全	全	
四〇六	同「マーセライズ」シタルモノ	全	全	
四〇七	平織綾織及雲肩織	全	全	
四〇七	捺染シタルモノ	全	全	
四一一	綿又ハ綿ト交織物(各種)	全	全	更紗ハ輸出有望ナルモノト認メ 新ニ追加ス

秘

甲

印ハ外務省作製ノ税率対照表掲記以外ノ品目ニシテ添付要求ヲ送付認ムルヲ
 印ハ右表記載ノ品目中ヨリ割除スルニ可ナリト認ムルモノ
 △印ハ右表中訂正ヲ要スト認ムルモノ

半輕減要求調査表

第一案 第二案

備考

四〇四	(一)綿織物 綿織物	最低税率	最低税率 ニ割増	外務省案中綾織ハ綾織ト 訂正スルヲ要ス
四〇五	同晒シタルモノ	全	全	
四〇六	同染タルモノ	全	全	
四〇六	同マーセライズシタルモノ	全	全	
四〇七	平織綾織及雲奇織	全	全	
四一	捺染シタルモノ	全	全	
四一一	綿又ハ綿ト交織物(各種)	全	全	更紗ハ輸出有望ナルモノト認メ 新ニ追加ス

四一八	綿製衣毛布	全	最低税率 二割増	外省案「光沢付ス模様の付 トール」訂正ス
四一九	綿メリヤス及同製品	全	全	外務省案「帽子類」トアルハ何 等カ誤認ナラン、綿メリヤスノ輸 出有望ト認メ追加ス
三六八	(二) 綿糸 綿織糸(單捻モノ)	全	全 本系云最低 税率十二割増 細糸六割増 税率	
三六九	全 (撚合シタルモノ)	全		
四五九	(三) 絹織物 絹織物、真綿及人造絹 糸ノ各種織物	印度支那ニ於 テ併口が供給 セラルモノニ対シテ ハ支那品ニ対シ ル税率 併口が供給スル 種類ニ対シテハ 併口税率ナシ		

四一八	刺繡シタルモノ及衣類	全	最低税率 二割増	上記ニ号中ハ絹織物ヲ分テ絹 織シタルモノ、手巾、衣類、絹手巾其 ノ他「タオル」等布帛製品トシテ合 ムヲ以テ新ニ追加スルヲ可トス
四一九	其他全制衣品(布帛製品)	全	全	
三四八	(四) 硝子及玻璃類 板硝子	全	全	外省案「縁ハ電気器具ヲ特 掲スルニ裁ナルヲ以テ本号ヲ追加ス 外省案ニハ單ニ湯呑トアルモ食 卓用器具ト訂正 三號ト同一ノ理由
三四九	電燈用具(金屬、附セル)	全	全	
三五〇	食卓用硝子器及玻璃器	全	全	
三五〇	照明器具	全	全	
三五〇	窓硝子	全	全	
三五九	燭類	全	全	
三六一	白熱電燈球	全	全	
三六二	特掲セラル其他硝子製品	全	全	

外公市宗ハ稅番三四三乃至三四六
号ヲ陶器トシテ特掲セルモ該号
ハ磁器(Magnetic)ニ對スル稅率
ナルヲ以テ三三四号乃至三四一
陶器及石器ヲモ特掲シ支那品
ノ特別稅率ヲ有スルモノハ特別
稅率ヲ要求シ置ク要アリト
スル

三四五	特種磁器及タタリカ(裝飾ヒヤルモ)	最低税率
三四六	全 (装飾ヒヤルモノ)	全
三四七	磁器 (Percelain)	支那品ニ該当スルモノニ對シテハ 支那品ニ對スル 税率ニ其ノ 他ノモノニハ最 低税率 品低税率
三四七長	電気用陶磁器製品	
備考	支那品ニ對スル特別税率 支那産、普通、陶器 支那産、普通、特種磁器 支那産、普通、磁器 (白色又ハ單一色ヲ施シタルモノ ノ普通通稱、特種厚ノモノ 不透明又ハ稍透明ノモノ)	

(六) 電気器具及電気 工藝器具	五二四 發電機	五二四 電気器具及電気工具 (絶縁金属線、ワイヤ等)	五三〇 絶縁電線及電纜	(七) 金属及金属用具 鉄製工具類(柄、有蓋)	五四四 縫針及縫衣機用針	五四九 刃物(普通モノ)	五五九 鎖、鑰及蝶錠類
最低税率	全	全	全	全	全	全	全
日本農商 省ニヨリ名称 指定セラレタル モノハ最低 税率ナシ其他 ハ北米合衆 国ニ依リタル モノハ最低 税率ナシ	全	全	全	全	全	全	全
外務省案ニハ五二四電気器具 トアルモ五二四ハ發電機ニシテ全号 ノモカ電気器具ニ当ルヲ以テ 上記ノ如ク訂正	絶縁電線、輸出有望ト認め 追加ス	五五九号全部ヲ含マシムル為五 五九〇マテ特掲スルヲ可トス					

鉄釘 鐵製家具及其他特掲 セサル物品	五七三 七寶器、銅製青銅	五七四 銅及合金製洋燈器具類	五七五 其他特掲セサル器具類	五七九 ニッケル製品、銅、亜鉛ノ合	五七九 金、鍍ニッケル金属製品	五七九 アルミニウム製品	二二一 銅、及亜鉛、錫、アルミニウム、 マンガニーストノ合金
最低税率	全	全	全	全	全	全	全
最低税率 ニ割増	全	全	全	全	全	全	全
外務省案ニハ「材料」トアルモ 右ハ物品ノ誤ナラン	アルミニウム製器具ノ輸出有 望ト認め新ニ追加						

(ハ) 家具類

五九〇 曲木製家具、組立クルト右

トヲ分タス、同部分品

五九〇 同椅子、底部又ハ背部

五九一 曲木以外ノ家具(椅子)

五九一 同椅子ノ部分品

五九二 曲木以外ノ家具(椅子以外)

五九二 同部分品

△ 六〇三 其、他ノ木製家具

最低税率 可能的最低率

全 全 全 全 全 全 全 全

支那品ニ該
当スルモノハ支
那品ニ對スル
税率
其、他ハ最低
税率ナリ

五九〇号ヲ特掲スル以上其、部分
品ヲモ含マシムルコトス

外幣有案「未製家具」トアルハ木製
品ノ誤ナラン 尚ホ一要求税率相
ニ又、那品ニ對スル税率「トアルモ支那品
ニ對スル税率ハ六〇三ノ一部ニ過キ
サルヲ以テ其、他ノモノニ對シテハ最低
税率ヲ要求シ得ク必要ナリ、

備考

支那品ニ對スル特別税率

支那履物

竹、竹、及根、竹皮、馬毛製履物

草子用金、金、銅、トミ、銅

箕、盤、盥、普通木製履物

樟木製「トランク」(塗キタルト右)

ト分タス、扇、其、他支那産木

製品、竹製履物縁(塗キタルモノ)

又ハ漆ニラサルモノ

支那漆器類

(九) 雜 口

革ヲ以テ被覆シタル木製

又ハ板紙製靴

全部革製靴

四九〇

支那品ニ該
当スルモノハ支
那品ニ對スル
税率
其、他ハ
最低税率ナリ

外幣有案「革製靴」ヲ特掲
居ルモノハ全部ヲ記載シ得
ヲ要ス

XXVII
丙

備考

支那品ニ対スル特別税率

支那廣東産ト称スル靴

及靴(革製スル靴類ニ限リ)

「モロッコ」革製品

四九一
四九二

毛皮ヲ付セル各種衣類(布

帛ヲ兼付シタルトモトモ)

手提靴旅行靴等真模

用靴鏡曇、曇曇、客曇等

革製杖、鞭等及其類似品

備考

支那品ニ対スル特別税率

支那革製財布、表及支那産

支那品ニ対スル特別税率
スルモノハ支那
品ニ対スル税
率
其他ニハ最
低税率トス

外務省案ニ従フニ最低税率
又ハ最低税率ノ二割増トアルモ
上記ニ号中ニモ支那品ニ対スル特
別税率アルヲ以テ其ノモノニ該タズ
ルモノハ支那品ト同一ノ税率ヲ要
ス其ノ他ノモノニ対シテハ最低税
率ヲ要求スルヲ可トス

XXVII
丙

其他ノ革製品

四九六

四九六

五〇四

五〇四

五〇四

六〇四

六〇九

備考

支那品ニ対スル特別税率

XXXX
丙

六一一

六一二

筑籠類

麦、蕎麥、其他植物纖維ノ

最低税率

全

全

全

全

全

支那品ニ対
スル税率

最低税率
ニ割増

全

全

全

全

全

口取最低税率
ニ割増

ブローチ、首飾等ノ装身具ニシテ
模造品ノ輸出有シタルモノハ追加
外ハ省案ニハ五割増ヲ特掲セル
モノハ号ハ時計部分ニシテ機械等
ナルヲ以テ尚同率ノ長及シテモ
特掲シ直ク可トス

フェルト帽ノ外麦、蕎麥帽ノ輸
出有シタルモノハ二割増ス

六二〇	帽子及帽体	他ノモノハ 最低税率	最低税率 ニ割増
六二六	護謄製衣及「カタル」カ 鬼毛製又ハ鬼毛羊毛製 「エル」上帽子	最低税率	
六二七	羊毛製「エル」帽子	全	全
六三八	象牙、真珠具、琥珀、琥珀 珀等ノ小間物類	支那品ニ該 当スルモノハ 支那品ニ對ス ル税率 其他ノモノニ 對シテハ最低 税率	
六三六	象牙、真珠具、琥珀製櫛		
六四〇	其他ノ製衣品		
備考 (六四〇ハ象牙、琥珀、琥珀、 細工物、彫刻品ヲ含ム) 支那品ニ對スル特別税率			

外ハ前章ニハ六四〇ノミ特掲
セラレアルモ六三八ニモ之ヲ特掲
シ置クノヲ必要ト認メ追加ス

六四一	象牙製櫛、細工物(象牙、 骨角製衣櫛、箱等ヲ含ム)	支那品ニ該當 スルモノハ支那品 ニ對スル税率、 其他ノモノハ 對シテハ最低 税率	
六四三	木製漆器(支那及日 本型モノ)		
六四四	支那産糖、蠶繭、細工物(象牙、 骨角製衣櫛、箱等ヲ含ム)	全	
六四六	支那品ニ對スル特別税率		
六四七	支那産漆器		
六四八	扇子及團扇		
六四九	備考		
六五〇	支那品ニ對スル特別税率		
六五一	扇子類		
六五二	刷毛工用品	最低税率	

六四五	鈕釦	全	最低税率 二割増
六四六	玩具及其部分品	全	
六四八	燭 寸	全	
六五二	雨傘及日傘	全	
三〇一	綿張ノモノ	最低税率	
三一	アルバカ張ノモノ	全	
三一	絹張ノモノ	全	
三一	鉛筆	全	
三一	黄香化粧品	全	最低税率 二割増
三一	黄香ヲ附セサル其他ノ石鹸	全	外ハ右ノ案ニ本号ヲ付テ 石鹸ナルモ其他ノ化粧品ヲモ包含ス
三五	(+)食料品及飲料品 コンデンスドミルク	全	本品ノ輸出将来有望ナリ

八六	砂糖漬又ハ貯蔵シタル果実	全	
九四	甘味ビスケット	全	
四六	乾果、鹽果、又ハ燻製果	全	印度支那特別 税率ナシ該当 タルモノハ特別 税率 其ノ他ノモノニ對 シテ最低税率
III 備考			
印度支那特別税率 鹽、乾鹽、鹽漬、及 アンチビー以外ノモノ			
四七	乾海老、海參、鮫、海藻	最低税率	
四九	醋漬其他ノ貯蔵シタル果実	全	
一七	鮮魚(生モノ貯蔵シタルモノ) ハム(骨附、ロール及調理)	全	鮮魚罐詰ノ輸出有望ト認メ本 号ノ税率ヲ特掲スルヲ可トシ追加ス

本号中ノ或種ノモノニ對シテハ印度
支那ノ特別税率ナルヲ以テ其ノ該
當品ハ其ノ特別税率ヲ要スル
ヲ可トス例ハハ塩、乾海老ノ
如キニシタル

一〇八	茶	印度支那 特別税率	全	茶ニ対シテハ特別税率ナシハシラノ内ニ 特掲セシ居ルヲ以テ該税率ヲ要求 スルヲ可トス
一七二C	麥酒	印度支那 特別税率	全	砂糖ニ対シテモ印度支那ニ特掲 税率ナリ該税率ヲ要求スルヲ可トス
九一	精製糖	印度支那 特別税率	全	砂糖ニ対シテモ印度支那ニ特掲 税率ナリ該税率ヲ要求スルヲ可トス
三一六	(土) 藥類 特掲セラル調合藥	印度支那特別 税率ニ該藥 ルモノ印度支 那税率ナ 其他モノハ最 低税率ナ	最低税率 ニ割増	外務省案ニハ單ニ最低税率ナリ 要求シ居ルモノ印度支那ニ特掲セ 人向ノ意見ニ對シテ特別税率ナ 以テ該税率ヲ要求スルニ可トス 適ヨトス
四	印度支那特別税率 及亞細亞人用調合藥	印度支那特別 税率ニ該藥 ルモノ印度支 那税率ナ 其他モノハ最 低税率ナ	最低税率 ニ割増	外務省案ニハ單ニ最低税率ナリ 要求シ居ルモノ印度支那ニ特掲セ 人向ノ意見ニ對シテ特別税率ナ 以テ該税率ヲ要求スルニ可トス 適ヨトス

一一二の	薄荷荷腦	最低税率	全	外務省案ニハ〇・七五セントニ付ナル モノ全部ハ〇・一〇セントニ付ナリ上記 加ク訂正スルヲ可トス
一一八	樟腦	最低税率	全	外務省案ニハ調製染料トナルモノ 右ハフルタル染料ノ課ナラン
〇一〇三二	(十二) 化學製品 全部	最低税率 ニ割増	最低税率 ニ割増	外務省案ニハ單ニ四四〇ノミ特掲セル モノ本号ノ内ニ無地又ハ染メタルモノ リシヲ包含スルヲ以テ本号ヲ要求 セザレハ其目的ヲ達スル能ハス
二九四	(十三) 調製染料 フルール染料	最低税率 ニ割増	最低税率 ニ割増	外務省案ニハ單ニ四四〇ノミ特掲セル モノ本号ノ内ニ無地又ハ染メタルモノ リシヲ包含スルヲ以テ本号ヲ要求 セザレハ其目的ヲ達スル能ハス
四四〇	(十四) 毛織物 モスリン(捺染シタルモノ)	全	全	外務省案ニハ單ニ四四〇ノミ特掲セル モノ本号ノ内ニ無地又ハ染メタルモノ リシヲ包含スルヲ以テ本号ヲ要求 セザレハ其目的ヲ達スル能ハス
四四一	下ノ毛織物	全	全	外務省案ニハ單ニ四四〇ノミ特掲セル モノ本号ノ内ニ無地又ハ染メタルモノ リシヲ包含スルヲ以テ本号ヲ要求 セザレハ其目的ヲ達スル能ハス

四五	毛布	全	全	外貨者、宋六四一九号ノ毛布ヲ特 掲シタルモ、本号ノ毛布ヲモ要スルハ 目的ヲ達スル能ハザリ故ニ追加ス
四六一	(十五) 紙類 紙(各種)	全	全	
四六二	板紙	最低税率 全	全	糸内板紙ニ対シテモ特掲シテ最 低税率ヲ要スルニ定メ可トス
一八五	(十六) 原料品 セメント	最低税率 全	最低税率 二割増	本品ノ輸出有望ト認め追加 ルヲ可トス
一九〇	石炭又ハフークス	最低税率		本品ハ現在無税ニシテ本邦ニテモ 而テ要スル輸出ノ見込ナキヲ以テ 削除スルモ可ナリ
一九二	コールドール	最低税率		

一九三	瀝青及土瀝青	最低税率	本号モ一九二号ト同様ナリ
一二八	普通ノ木材	最低税率	
一一〇	大豆油	最低税率 二割増	大豆油ノ輸出有望ト認め本品ハ 本号特掲スルヲ可トシ追加ス

備考

一、本表ハ外務省調査表ト对照ニ便ナラシムル為特ニ分類ヲ外
務省ノモノト同一ニシタルモ之ヲ税番順ニ整理シ併國輸入税表ノ
分類ニ從ヒ区分スルヲ可トス、

二、本表ハ一九二四年版 "Kelley's Customs Tariffs of
the World" ニ依リ調査シタルモノナリ、